

代理人戸田善恭による陳述の要旨

今、江夏代理人が述べたとおりこの訴訟の争点は保育料の性質です。そもそも保育園とは何のためにあるのでしょうか。

私たちは「保育園の主たる目的は、親が働くための時間を確保する＝就労支援だ」と言っているのに対して、被告は、「保育園は子の養護・教育のための施設であり、就労支援はあくまで副次的なものだ」といいます。その主張をみると、あたかも“9割が養護教育で、就労支援は1割にすぎない”と言っているかのようによす思えます。

たしかに、かつて保育所は養護・教育のための施設でした。しかし、保育園の性質はこの30年間で大きく変わり、いまや完全に親の就労を支えるための施設となっています。そのことを、これから明らかにします。

今の保育所はどのようにして生まれたのでしょうか。

かつて戦争がありました。多くの大人が死にました。多くの子どもが、戦災孤児か、片親でした。片親でも当然働かなくてはなりません。子どもの世話は誰がするのでしょうか。こうした背景から生まれたのが保育所です。当時の保育所は、救済の必要な子どもに対する、養護教育のための施設でした。

しかし、時代は変わりました。高度経済成長を経て、女性の社会進出が進みました。1986年には男女雇用機会均等法ができました。

これによって何が変わったのでしょうか。

それまでは、「男は仕事、女は家庭」という考え方が一般的でした。それが変わりました。女性が働きに出るようになりました。共働きが当たり前になりました。では子どもは誰が面倒みるのでしょうか。

保育所です。

保育所の性質に変化が見られたのもこの頃です。戦後の貧困対策から、働きたい女性をサポートする施設に変わっていきました。

この変化を踏まえて行われたのが、97年の児童福祉法改正です。それは、従来の保育所では対応できなかった、女性の多様な働き方や保育ニーズの多様化に応えるためのものでした。

何が変わったのか。

その主眼は、当時の吉原児童家庭局長の言葉に表れています。ここに書かれているとおり、「保護者が自由に自分の利用したい保育所を選べるように」になりました。

それまでは、自治体が、救済が必要な子どもかどうかを一方的に決める仕組みでした。それが、自由契約、つまり、サービスになりました。

法律の文言も変わりました。行政の判断で入所を決める「措置」から、契約を象徴する、「申込み」に変わりました。これは非常に大きな転換でした。

しかし、この時点ではまだ、保育所は「保育に欠ける子」、つまり、救済が必要な子どものためのものとされていました。

こうして少しずつ法律は変わりましたが、すぐに保育所がたくさんできたわけではありません。

保育需要に対して供給が全く追いついていませんでした。

そうすると何が生じるか。待機児童問題です。

2001年以降、たびたび待機児童対策が掲げられるようになりました。

こうした流れを受けて、2012年、児童福祉法が再び改正されました。1997年改正でも残っていた、「保育に欠ける」という利用要件が、「保育を必要とする」に変わりました。

当時の小宮山厚労大臣はこう説明しています。

「今のままでは待機児童問題を解消することができず、女性の9割が働きたいと思っているのに働けていない」「その状況を抜本的に変えるには、「保育に欠ける」という要件を見直す必要があった」、と。

なぜでしょう。

もともと保育所は「救済」が必要な子どもの「養護・教育」のための施設でした。そのため、親が積極的に働きたいという理由では、“保育に欠ける”と認められない場合があったからです。

この前提を変えない限り、女性は働けなかった。だからこそ、保育を必要とする子ども

もは誰でも利用できる、という要件に改められました。

この改正によって、保育所の性質は、決定的に「親の就労を支える施設」に変わりました。

その後の政策も、保育所が“働くための施設”であることをはっきり示しています。

2016年、「保育園落ちた日本死ね！」という一文が社会に大きな衝撃を与えました。当時の安倍総理は「待機児童ゼロを必ず実現させていく決意」と宣言しました。

そもそも待機児童とは何なのでしょう。

働きたい親が、保育園を利用できないため働けないという問題です。待機児童問題とは、保育園がまさに就労支援施設であるからこそ出てくる議論です。

保育所の性質が最も分かりやすく現われたのは、緊急事態宣言の時のことです。

国は自治体に対して、「子どもの預け先がなくなることで、医療従事者が自宅待機せざるをえない状況が発生しないよう対応を徹底すること」を求めました。

理由は簡単です。子どもが家にいたら、働けないからです。

このように、国自身、保育所が「親が働くために必要な場所」であることを、はっきりと認めていることがお分かりいただけたかと思います。

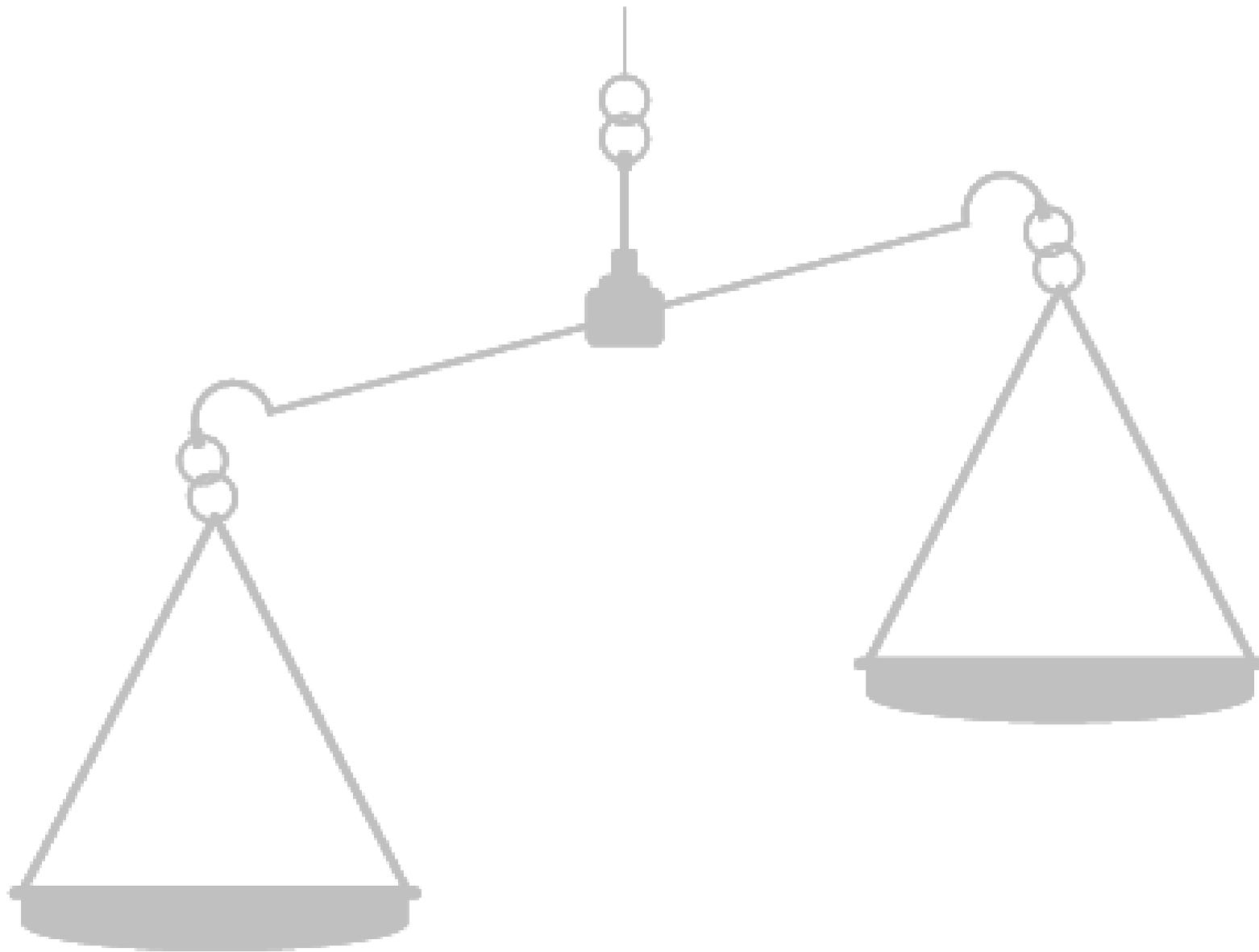
さて、今日どれだけの家庭が就労を理由に保育所を利用しているのでしょうか？

96%です。

たしかに、昔は「子どもの養護や教育のため」と位置づけられていました。しかし、今では、9:1で親が働くための施設だと言っても過言ではありません。

そのことは、この30年間の法制度史を見れば明らかです。

保育所の性質・役割は「子の養護教育」であるとして、保育料は就労・所得稼得とは関係ない、必要経費には当たらないとする被告の主張は誤っています。



養護教育

9

:

親の就労

1

今日の保育所の出発点：戦後の貧困対策

「児童福祉法成立の背景...戦後期の児童問題の深刻さ」



「戦争により家族を失った多くの子どもとその浮浪児化...父親を失った母子家庭の生活は困難をきわめ...た」

(甲32)

1980年代以降の変化

「男は仕事、女は家庭」



「夫婦共働き家庭が一般化」



「保育所...仕事と子育ての両立を支援する施設」

(甲33)

1997年改正：吉原健二元児童家庭局長発言

「自由契約制...保護者が自由に自分の利用
したい保育所を選べるようにしようという
仕組み、利用施設的な性格を強め（たこと
が）...一番大きな改正の目玉」

(甲33)

児童福祉法24条（1997年改正）

旧「児童の**保育に欠ける**...ときは...保育する**措置**を採らなければならない」



新「児童の**保育に欠ける**...場合...保護者から**申込み**があったときは...保育所において保育しなければならない」

2000年以降の政策・立法等

2001年 待機児童ゼロ作戦

2003年 少子化社会対策基本法

2010年 待機児童解消先取りプロジェクト

2013年 待機児童解消加速化プラン 等

児童福祉法24条（2012年改正）

旧「児童の**保育に欠ける...場合...**保護者から申込みがあったときは...保育所において**保育しななければならない**」



新「児童について**保育を必要とする場合...**保育所...において**保育しななければならない**」

2012年改正：小宮山洋子厚労大臣発言

「今のままでは、どれだけやっても待機児の解消というのにはできない...女性の九割近くが働きたいと思っている...抜本的に、保育に欠ける子だけではなくて、必要な子に全てということも含めて仕組みを変えなければいけない」

安倍晋三内閣総理大臣発言（2016年）

「仕事と子育てが両立できるように、働くお母さんたちの気持ちを受け止め、**待機児童ゼロを必ず実現させていく決意**」

（甲43）

厚生労働省事務連絡（2020年）

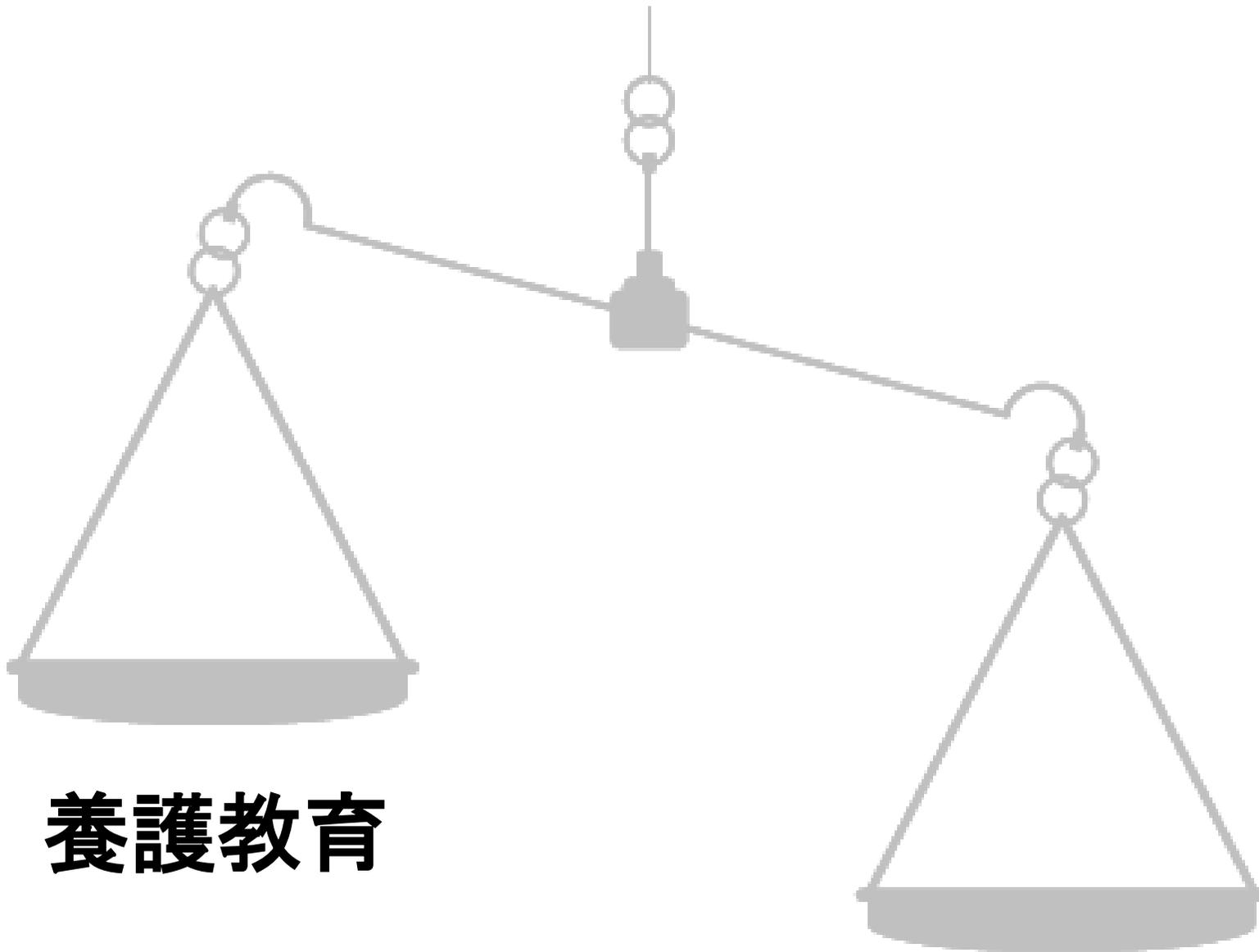
「子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機...せざるをえないような状況が発生しないよう...対応を徹底すること」

（甲44）

厚生労働省調査（2015年）

「世帯の保育所等を利用する理由をみると、
『保護者の就労』が95.6%と最も多い」

（甲45）



養護教育

1

:

親の就労

9